

各位

2018年10月30日  
タテホ化学工業株式会社  
代表取締役社長 北野泰典

### 当社特許についての不成立審決（特許維持）に関するお知らせ

2017年11月29日、知的財産高等裁判所は、タテホ化学工業株式会社（以下「当社」といいます。）が、協和化学工業株式会社（以下「協和化学」といいます。）に対して提訴しておりました審決取消訴訟（特許庁の無効審決を取り消すべき旨の訴訟・以下「本訴訟」といいます。）において、当社の主張を認め、当社特許第3761867号（以下「当社特許」といいます。）を無効とする旨の特許庁の審決を取り消す旨の判決（当社勝訴判決）を言い渡しました。協和化学はこの判決を不服として最高裁判所に上告及び上告受理を申し立てましたが、最高裁判所は、2018年6月1日、協和化学の上告を棄却する旨の決定をし、上告受理申立を受理しない旨の決定をしました。この最高裁判所の判断を受けて、特許庁は、当社特許の有効性を再度審理し、特許無効との以前の判断が誤っていたことを認め、2018年8月30日、協和化学が請求している無効審判は成立しない旨の審決をしました（不成立審決）。この審決は、当社特許を維持すべきと判断するものです。

以上